

高松市中小企業等賃金引上げ奨励事業業務委託事業者評価基準

No.	項目	評価内容	評価点	掛率	得点
1	業務への理解度	本業務の目的や方向性を十分に理解し、本業務を実施するための十分な意欲、姿勢が感じられるか。	5	2	10
2	業務スケジュール	全体のスケジュールが工程ごとに記載され、効率的に事業を進める工夫がされているか。	5	2	10
3	業務体制	業務を実施する上で適正な業務体制（マニュアル整備や、研修等の実施による知識や経験を有するスタッフの確保など）がとられているか。 責任体制、役割分担等が明確にされているか。	5	3	15
4	業務実績	類似業務に係る実績は十分か。	5	2	10
5	業務スキル	業務責任者及び業務担当者の業務知識、管理能力及びコミュニケーション能力は十分か。	5	2	10
6	対応力	事業者からの問い合わせや市からの要望等に対して、統一的かつ適切に対応ができるか。 奨励金の交付要綱に沿って、適切に審査ができるか。	5	3	15
7	提案力	本業務を広く周知広報・活用促進していくための効果的な提案がされているか。	5	3	15
8	セキュリティ	個人情報の管理及び処理方法は適切か。	5	2	10
9	提案価格	積算内訳及び根拠が明確に示されているか。 提案上限額の範囲内で妥当な価格を提案しているか。	5	1	5
合計			45		100

- ・ 上記の項目を審査員5人が審査し、1人当たり100点満点で採点します。
- ・ 各審査員の合計を総合点（満点500点）とし、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位通過者とします。
- ・ 同点の場合は、審査員で協議し、決定します。

【「提案内容」の評価基準】

各評価項目は、0～5点までの6段階で評価します。

- (1)非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。
- (2)優れた提案である場合には、「4点」とします。
- (3)標準的である場合には、「3点」とします。
- (4)やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。
- (5)特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。
- (6)評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。

各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。

$$(\text{得点}) = (\text{評価点}) \times (\text{掛率})$$